

○村山市ふるさとふれあい学習館条例

平成11年11月11日

条例第18号

(設置)

第1条 地域文化の交流拡大及び観光、物産等に関する情報の提供により地域の活性化を図り、市民の福祉を増進するため、ふるさとふれあい学習館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふるさとふれあい学習館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 村山市ふるさとふれあい学習館
- (2) 位置 村山市楯岡新町一丁目10番1号

(指定管理者)

第3条 ふるさとふれあい学習館(以下「ふるさと館」という。)の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(追加 平成18年条例28号)

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、ふるさと館の管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、10時間以上とすること。
 - (2) その他ふるさと館の管理上市長が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、[前項第1号](#)及び[第2号](#)の基準範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けてふるさと館の開館時間を定めるものとする。
- 3 [第1項](#)及び[第2項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けてふるさと館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(追加 平成18年条例28号)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふるさと館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) ふるさと館の運営に関する業務
 - (3) ふるさと館の使用の許可等に関する業務
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、ふるさと館の管理に関し市長が必要と認める業務
- 2 [第3条](#)の規定により指定管理者がふるさと館の管理を行う場合における[第6条](#)から[第9条](#)までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(追加 平成18年条例28号、一部改正 平成28年条例9号)

(行為の禁止)

第6条 ふるさと館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ふるさと館の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 騒音を発生し、暴力を用いるなど、他人に迷惑をかけること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が管理上特に必要があると認めること。

(一部改正 平成18年条例28号)

(使用の許可)

第7条 ふるさと館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 ふるさと館においては、物品の販売その他の営利を目的とした行為を行ってはならない。ただし、ふるさと館の設置の目的を達成するため、市長が特に必要と認め許可したときは、この限りでない。
- 3 市長は、[前2項](#)の許可にあたっては、管理上必要な条件を付することができる。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(使用の不許可)

第8条 市長は、ふるさと館の使用の目的及び方法が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) ふるさと館の施設又は設備等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- 2 [前項](#)に規定する場合のほか、市長は、ふるさと館の管理上支障があるときは、使用を許可しないことができる。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、[第7条第1項](#)の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (2) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 災害その他の理由により、ふるさと館を使用させることができなくなったとき。
- 2 **前項**の規定により、使用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その責を負わない。
(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(使用料)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた際に**別表**に定める使用料を納めなければならない。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(使用料の還付)

第12条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、**次の各号**のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用できないとき。
- (2) 市長が特に還付することが適当であると認めるとき。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可に係る目的以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は当該許可に基づく権利を譲渡してはならない。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(利用料金)

第14条 **第3条**の規定により指定管理者がふるさと館の管理を行う場合にあっては、使用者はその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、**第10条**の規定は適用しない。

- 2 利用料金は、**別表**に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、特別の事情があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 納付した利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加 平成28年条例9号)

(損害賠償)

第15条 ふるさと館の施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(一部改正 平成12年条例27号・18年28号)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正 平成18年条例28号)

附 則

この条例は、平成11年12月4日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月19日条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第21号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成17年10月20日条例第31号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ふるさと館の管理を法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成28年3月18日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月17日条例第4号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第10条関係)
(全部改正 平成17年条例31号)
展示ギャラリー使用料

区分	1時間につき	1日につき
展示ギャラリー	210円	1,570円